手持品課税・手持品戻税
に関するＱ＆Ａ

令 和 ２ 年 ９ 月

（令和８年９月２日更新）

国　　税　　庁

目　　次

【手持品課税等の概要】

（問１）　今般の酒税の税率改正の概要について説明してください。………… 1

（問２）　手持品課税及び手持品戻税の概要について説明してください。………… 2

（問３）　手持品課税等を行う理由を説明してください。………… 3

【手持品課税等の対象者】

（問４）　手持品課税等の対象者について説明してください。………… 3

【手持品課税等の対象となる酒類】

（問５）　手持品課税等の対象となる酒類について説明してください。………… 5

【手持品課税等の対象となる酒類の数量の判定】

（問６）　税率改正の実施日における引上対象酒類の数量はどのように算出すればよいですか。………… 7

（問７）　酒類を２か所以上で所持している場合、所持している数量が 1,800ℓ以上（令和８年 10 月１日においては 2,000ℓ 以上）かどうかの判定は、どのように行うのでしょうか。………… 7

（問８）　税率改正の実施日午前０時において輸送中の酒類については、所持している酒類の数量に含めるのでしょうか。………… 7

（問９）　貯蔵場所において貯蔵している酒類のうち、手持品課税等の対象となる酒類に含めなくてよいものはありますか。………… 8

（問９－２）貯蔵場所とは、どのような場所のことをいうのですか。………… 8

（問９－３）一つの事業者が酒類販売場と飲食店等の両方を経営している場合、全てを合算する必要がありますか。………… 8

（問 10）　パチンコ店等が景品交換用に所持する酒類は手持品課税等の対象となりますか。………… 8

（問 11）　午前０時において、ホテル、旅館等の客室内の冷蔵庫にある酒類、自動販売機内に所持する酒類については、手持品課税等の対象となる数量に含めることになりますか。………… 9

（問 12）　午前０時に酒場、料理店等において、客がボトルキープしている酒類については、手持品課税等の対象となる数量に含めることになりますか。………… 9

（問 13）　深夜営業をしていることにより午前０時に実地棚卸できない場合、手持品課税等の対象となる数量はどのように算出すればよいですか。………… 9

（問 14）　午前０時において、その一部が消費済みである樽商品などについては、手持品課税等の対象となる数量に含めることになりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

【手持品課税等の申告】

（問 15）　手持品課税等の申告は、どのようにすればよいですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

（問 16）　「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」には、「税額算出表」と「所持場所ごとの所持数量の内訳書」を添付する必要がありますが、これらは任意の様式を使用してよいですか。・・・・・・・　10

【手持品課税等の適用を受けるための手続】

（問 17）　引上対象酒類を所持しているものの 1,800ℓ未満（令和８年 10 月１日においては 2,000ℓ 未満）しか所持していません。引下対象酒類を多く所持していることから、還付申告を行いたいと思いますが、どのような手続が必要ですか。・・・・・・・　11

（問 18）　複数の貯蔵場所において所持している引上対象酒類の合計数量は 1,800ℓ以上（令和８年 10 月１日においては 2,000ℓ 以上）ですが、引下対象酒類のみを所持している貯蔵場所があります。この貯蔵場所について申告する必要がありますか。（令和８年８月４日更新）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

（問 19）　複数の貯蔵場所があり、その貯蔵場所の所在地が複数の税務署の管轄地域にまたがっている場合、どの税務署に「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出すれば納税（還付）申告を行うことができますか。・・・　12

（問 20）　引上対象酒類の所持数量は 1,800ℓ未満（令和８年 10 月１日においては 2,000ℓ 未満）ですが、届出書の提出期限までに、貯蔵場所の所轄税務署に「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出していませんでした。

所持数量から計算すると還付金額が発生しますが、「更正の請求書」を提出すれば還付してもらえますか。・・　17

（問 21）　還付申告となることを見込み「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出したが、その後の計算で納税申告となることが判明したため、提出した「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を取下げしたいが可能ですか。・・・　17

【手持品課税等の申告者に係る相続等】
（問 22）　手持品課税等の対象となる酒類の製造者や販売業者に相続や合併があった場合の取扱いについて教えてください。…… 18

【手持品課税に係る記帳義務】
（問 23）　手持品課税等が実施される際の記帳義務について教えてください。…… 18

【酒類製造者が手持品課税の適用を受けた酒類の返品を受けた場合の手続】
（問 24）　手持品課税の適用を受けた酒類が酒類製造場に返品された場合、酒類製造者が戻入控除を受けるためにはどのような手続が必要ですか。…… 19
（問 24－２）「手持品課税対象証明書」を取得するためには、どのような手続が必要ですか。…… 20
（問 25）　手持品課税の適用を受けた酒類を製造者に返品する際、「手持品課税対象証明書」の原本を添付しなければなりませんか。…… 21
（問 26）　手持品課税の適用を受けた酒類の返品先が複数の製造者にわたる場合、「手持品課税対象証明書」は複数取得する必要がありますか。…… 21
（問 27）　手持品戻税の適用を受けた酒類が返品された場合、戻入控除を受けるためにはどのような手続が必要ですか。…… 21
（問 28）　手持品課税の適用を受けていない引上対象酒類が返品された場合、戻入控除を受けるためにはどのような手続が必要ですか。…… 21
（問 29）　手持品戻税の適用を受けていない引下対象酒類が返品された場合、戻入控除を受けるためにはどのような手続が必要ですか。…… 22
（問 30）　手持品課税の申告義務のある者から引上対象酒類を返品されたのですが、返品時点においてまだ手持品課税の申告が行われていない場合でも、税率引上げ後の税率で戻入控除を受けることは可能ですか。（令和２年９月 28 日問追加）…… 22
（問 31）　租税特別措置法第 87 条（承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例）による軽減税率の適用を受けた酒類が、手持品課税等の適用を受けた後に酒類製造者に返品された場合、戻入控除の税額計算はどのように行いますか。（令和８年８月４日問追加）…… 23
（問 32）　所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）附則第 54 条（清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置）、同法附則第 55 条（ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置）や同法附則第 63 条（被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特定に関する経過措置）による軽減税率の適用を受けた酒類が、手持品課税等の適用を受けた後に酒類製造者に返品された場合、戻入控除の税額計算はどのように行いますか。（令和２年９月 28 日問追加）…… 23

【マイナンバー（個人番号）関係】

（問 33）　マイナンバー（個人番号）を記載した「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出する際の本人確認はどのように行うのですか。（令和２年９月 28 日問追加）…………………… 24

（問 34）　代理人がマイナンバー（個人番号）を記載した申告書等を提出する際の、税務署での本人確認はどのように行うのですか。（令和２年９月 28 日問追加）…… 24

（問 35）　法人番号の提供を受ける場合にも、本人確認が必要になりますか。（令和２年９月 28 日問追加）…………………………………………………………… 25

【納付関係】

（問 36）　手持品課税に係る税金の納付方法について教えてください。（令和２年９月 28 日問追加）…………………………………………………………………… 26

（問 37）　手持品課税に係る税金はどの税務署に納付すればよいですか。（令和２年９月 28 日問追加）…………………………………………………………………… 27

（問 38）　手持品課税に係る納付書はどのように記載すればよいですか。（令和８年８月４日問追加）…………………………………………………………………… 28

（問 39）　複数の貯蔵場所が同一税務署管内にあり、一括して申告をした場合、どのように納付すればよいですか。（令和２年 10 月 22 日問追加）…………………… 29

【還付関係】

（問 40）　還付を受ける場合、「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」の「還付される税金の受取場所」欄には、申告者と貯蔵場所どちらの名義の口座を記載すればよいですか。（令和２年 10 月 22 日問追加）…………………………………………………………………… 29

【災害関係】

（問 41）　令和８年熊本地震により被害を受けたのですが、手持品課税等に係る申告等について、期限の延長措置などはありますか。（令和８年９月２日追加）……… 29

【手持品課税等の概要】

（問１）今般の酒税の税率改正の概要について説明してください。

（答）　平成 29 年度税制改正により、発泡性酒類、醸造酒類及び混成酒類の基本税率が改正されます。また、その他の発泡性酒類の特別税率が改正されるほか、発泡酒、清酒及び果実酒の品目ごとの特別税率については、経過措置として段階的に税率が変更された後、経過措置期間後は特別税率ではなく発泡性酒類又は醸造酒類の基本税率が適用されることとなります。

経過措置期間中の具体的な税率は次の表のとおりです。

（１kℓ当たりの税率）

種類及び品目	現行	経過措置期間		改正後
	令和２年 ９月30日まで	令和２年 10月１日から	令和５年 10月１日から	令和８年 10月１日から
発泡性酒類（基本税率）(※1)	220,000円	200,000円	181,000円	155,000円
発泡酒（アルコール分）	（10度未満）	（10度未満）	（10度未満）	（　－　）
（麦芽比率25%以上50%未満）	178,125円	167,125円	155,000円	－
（麦芽比率25%未満）	134,250円	134,250円	134,250円	－
（いわゆる「新ジャンル」）(※2)			134,250円	－
その他の発泡性酒類（アルコール分）	（10度未満）	（10度未満）	（10度未満）	（11度未満）
（いわゆる「新ジャンル」）(※2)	80,000円	108,000円		
（ホップ及び一定の苦味料を原料としない酒類）	80,000円	80,000円	80,000円	100,000円
醸造酒類（基本税率）	140,000円	120,000円	100,000円	100,000円
清酒	120,000円	110,000円	－	－
果実酒	80,000円	90,000円	－	－
混成酒類（アルコール分20度）（基本税率）	220,000円	200,000円	200,000円	200,000円
［アルコール分１度当たりの加算額］	[11,000円]	[10,000円]	[10,000円]	[10,000円]

（※１）ビール及び麦芽比率50%以上の発泡酒の税率は、発泡性酒類の基本税率が適用されます。

（※２）その他の発泡性酒類のうち、いわゆる「新ジャンル」は、令和５年10月１日以降は発泡酒に品目が変更されます。その他、経過措置期間・改正後の税率欄を「－」としている部分は、発泡性酒類又は醸造酒類の基本税率が適用されます。

また、発泡性を有しない低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例についても改正され、令和８年10月１日から、次の表のとおり変更されます。

（１kℓ当たりの税率）

品目	現行		改正後 （令和８年10月１日以降）	
	アルコール分	税率	アルコール分	税率
単式蒸留焼酎、連続式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー、スピリッツ	９度未満	80,000円	11度未満	100,000円
	９度以上 13度未満	１度当たりの加算額 10,000円	11度以上 13度未満	１度当たりの加算額 10,000円
リキュール	９度未満	80,000円	11度未満	100,000円
	９度以上 12度未満	１度当たりの加算額 10,000円	11度以上 12度未満	１度当たりの加算額 10,000円

（問２）手持品課税及び手持品戻税の概要について説明してください。

（答）

１　手持品課税とは、令和２年10月１日、令和５年10月１日及び令和８年10月１日（以下「税率改正の実施日」といいます。）に、酒類の製造者又は販売業者（酒場、料飲店等を含みます。以下同じです。）が、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で、酒税額が引き上げられることとなる酒類（以下「引上対象酒類」といいます。）を販売のために所持する場合において、その所持する引上対象酒類の数量（複数の場所で所持する場合には、その合計数量）が、1,800ℓ以上（税率改正の実施日が令和８年10月１日である場合には、2,000ℓ以上）であるときに、酒類の販売業者等を納税義務者として、その所持する引上対象酒類に、税率の引上げ分に相当する酒税を課税するものです。

２　また、手持品戻税とは、税率改正の実施日に所持する引上対象酒類について手持品課税の適用を受ける酒類の製造者又は販売業者が、税率改正の実施日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において、酒税額が引き下げられることとなる酒類（以下「引下対象酒類」といいます。）を販売のために所持する場合には、引下対象酒類に係る酒税額に相当する金額を手持品課税の酒税額から控除し、又は還付するものです。

３　主な酒類の税率改正の実施日ごとの具体的な手持品課税及び手持品戻税（以下「手持品課税等」といいます。）の酒税額は、次の表のとおりです。（令和８年８月４日更新）

品目等＼税率改正の実施日		令和２年10月１日	令和５年10月１日	令和８年10月１日
引上対象酒類	発泡酒（麦芽比率25%未満）	－	－	20,750円／kℓ
	いわゆる新ジャンル	28,000円／kℓ	26,250円／kℓ	20,750円／kℓ
	その他の発泡性酒類	－	－	20,000円／kℓ
	果実酒	10,000円／kℓ	10,000円／kℓ	－
	低アルコール分の蒸留酒類等（アルコール分９度未満）	－	－	20,000円／kℓ
引下対象酒類	ビール	20,000円／kℓ	19,000円／kℓ	26,000円／kℓ
	発泡酒（麦芽比率50%以上）	20,000円／kℓ	19,000円／kℓ	26,000円／kℓ
	「発泡酒③」と表示されている酒類	20,000円／kℓ	19,000円／kℓ	26,000円／kℓ
	発泡酒（麦芽比率25%以上50%未満）	11,000円／kℓ	12,125円／kℓ	－
	その他の醸造酒	20,000円／kℓ	20,000円／kℓ	－
	清酒	10,000円／kℓ	10,000円／kℓ	－
	混成酒類（みりん類似以外の雑酒）（アルコール分21度未満）	20,000円／kℓ	－	－

※１　品目等については、令和８年８月時点のもの。

※２　品目がビール及び発泡酒以外で、アルコール分10度以上11度未満の発泡性を有する酒類については、令和８年10月１日以降新たにその他の発泡性酒類に該当することとなり、

品目によりそれぞれ対象となる酒類があるが、表には示していない。

4　手持品課税の対象となる酒類の製造者又は販売業者は、貯蔵場所ごとにその所在地を所轄する税務署長に対して、次の表の区分に応じて「酒税の手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出し、納税しなければならないこととされています。

なお、**申告期限から納期限まで、約５か月間の期間がありますので、納付をお忘れにならないよう、ご注意願います。**（令和５年８月４日更新）

税率改正の実施日	申告期限	納期限
令和２年 10 月１日（木）	令和２年 11 月２日（月）	令和３年３月 31 日（水）
令和５年 10 月１日（日）	令和５年 10 月 31 日（火）	令和６年４月１日（月）
令和８年 10 月１日（木）	令和８年 11 月２日（月）	令和９年３月 31 日（水）

（問３）手持品課税等を行う理由を説明してください。

（答）　酒税は、酒類の製造場から出荷されたときに課される税であることから、税率改正前に出荷されている場合には、引上げ前の税率で課税されていることになります。

したがって、酒税の税率の引上げが行われる際には、既に製造場から出荷され流通段階にある酒類に対して税率の引上げ分に相当する課税（手持品課税）を行い、税率改正後に製造場から出荷される酒類と同一の税負担を求めることとされています。

また、税率の引下げ対象となる酒類で流通段階にあるものについても、新旧税率の差額を調整する措置として手持品戻税を行うこととされています。

【手持品課税等の対象者】

（問４）手持品課税等の対象者について説明してください。

（答）　手持品課税等の対象となるのは、次の①から③までに該当する方です。手持品課税等の対象となる方は、それぞれの申告期限までに、その所持する酒類の貯蔵場所ごとに、その場所の所在地の所轄税務署長に対して、手持品課税等の申告をする必要があります。

①　税率改正の実施日に、引上対象酒類を販売のために所持する酒類の製造者又は販売業者の方で、その所持する引上対象酒類の数量が1,800ℓ以上（令和８年10月１日においては、2,000ℓ以上）である方。

※　多店舗経営している場合や酒類の蔵置所を有している場合など、複数の場所で酒類を所持している場合、数量の判定は、全ての所持場所の合計数量により行います。

※　所持する引上対象酒類の数量が 1,800ℓ以上（令和８年 10 月１日においては、2,000ℓ以上）であっても、引下対象酒類のみを所持する貯蔵場所について還付申告をするためには、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に対して、手持品課税等の適用を受ける旨の届出を行う必要があります。

② 引上対象酒類の所持数量が1,800ℓ未満（令和８年10月１日においては、2,000ℓ未満）の方で、次の表の期限までに、引上対象酒類を所持する場所の所在地の所轄税務署長に対して、手持品課税等の適用を受ける旨の届出を行った方。

税率改正の実施日	届出書の提出期限
令和２年 10 月１日（木）	令和２年 11 月２日（月）
令和５年 10 月１日（日）	令和５年 10 月 31 日（火）
令和８年 10 月１日（木）	令和８年 11 月２日（月）

※　新旧税率の差額を計算した結果、引下げ額が多く、その差額の還付を受けようとする方などは、引上対象酒類を 1,800ℓ以上（令和８年 10 月１日においては、2,000ℓ以上）所持していない場合でも、届出をすることにより、申告をすることができます。

※　手持品課税等の適用を受ける旨の届出をした場合は、引上対象酒類を所持する全ての場所について申告が必要となります。

※　引下対象酒類のみを所持する貯蔵場所について還付申告をするためには、その貯蔵場所ごとに、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に対して、手持品課税等の適用を受ける旨の届出を行う必要があります。

③ 引上対象酒類を所持しておらず、引下対象酒類のみを所持していることにより還付を受けようとする方で、次の表の期限までに、引下対象酒類を所持する場所の所在地のそれぞれの所轄税務署長に対して、手持品課税等の適用を受ける旨の届出を行った方。

税率改正の実施日	届出書の提出期限
令和２年 10 月１日（木）	令和２年 11 月２日（月）
令和５年 10 月１日（日）	令和５年 10 月 31 日（火）
令和８年 10 月１日（木）	令和８年 11 月２日（月）

【手持品課税等の対象となる酒類】

（問５）手持品課税等の対象となる酒類について説明してください。

（答）

１　手持品課税等の対象となる主な酒類及びそれぞれの１kℓ当たりの税率の引上げ額・引下げ額は次の表のとおりです。（令和８年８月４日更新）

品目等＼税率改正の実施日		令和２年10月１日	令和５年10月１日	令和８年10月１日
引上対象酒類	発泡酒（麦芽比率25%未満）	－	－	20,750円／kℓ
	いわゆる新ジャンル	28,000円／kℓ	26,250円／kℓ	20,750円／kℓ
	その他の発泡性酒類	－	－	20,000円／kℓ
	果実酒	10,000円／kℓ	10,000円／kℓ	－
	低アルコール分の蒸留酒類等（アルコール分９度未満）	－	－	20,000円／kℓ
引下対象酒類	ビール	20,000円／kℓ	19,000円／kℓ	26,000円／kℓ
	発泡酒（麦芽比率50%以上）	20,000円／kℓ	19,000円／kℓ	26,000円／kℓ
	「発泡酒③」と表示されている酒類	20,000円／kℓ	19,000円／kℓ	26,000円／kℓ
	発泡酒（麦芽比率25%以上50%未満）	11,000円／kℓ	12,125円／kℓ	－
	その他の醸造酒	20,000円／kℓ	20,000円／kℓ	－
	清酒	10,000円／kℓ	10,000円／kℓ	－
	混成酒類（みりん類似以外の雑酒）（アルコール分21度未満）	20,000円／kℓ	－	－

２　また、引上対象酒類及び引下対象酒類について、令和８年10月１日の手持品課税等における留意点は次のとおりです。（令和８年８月４日更新）

○　引上対象酒類

・　発泡酒（麦芽比率25%未満）

麦芽比率が25%未満かつ、アルコール分10度未満のものが該当し、酒類の容器等に「麦芽使用率25%未満」と記載されています。

また、麦芽比率が50%以上のもの及び麦芽比率が25%以上50%未満のものは該当しません。よって、酒類の容器等に「麦芽使用率50%以上」や「麦芽使用率25%以上50%未満」と表示されているものは該当しませんので、表示をよくご確認ください。

・　いわゆる新ジャンル

いわゆる新ジャンルとは、第三のビールと呼ばれることもある酒類です。

酒類の品目は、「発泡酒」に該当し、酒類の容器等に「発泡酒②」と表示されています。

※　令和５年９月までは、酒類の品目が「その他の醸造酒」に該当するタイプと、「リキュール」に該当するタイプがあり、商品によっては現在も「その他の醸造酒（発泡性）②」や「リキュール（発泡性）②」と表示されている場合があります。

・　その他の発泡性酒類

アルコール分10度未満かつ発泡性を有し、品目が「ビール」又は「発泡酒」に該当しない酒類です。チューハイやハイボール、発泡性の低アルコール清酒などが含まれ、酒類の容器等に「リキュール（発泡性）」や「スピリッツ（発泡性）」、「清酒（発泡性）」のように「○○（発泡性）」と表示されています。

※　商品によっては「リキュール（発泡性）①」や「スピリッツ（発泡性）①」のように「○○（発泡性）①」と表示されている場合もあります。その他、「甘味果実酒（発泡性）③」と表示されている酒類もこの区分に含まれます。また、「○○（発泡性）」ではなく「○○（炭酸ガス含有）」、「○○（炭酸ガス入り）」「○○（炭酸ガス混合）」と表示されている場合もあります。

※　「○○（発泡性）②」や「○○（発泡性）③」（「甘味果実酒（発泡性）③」を除く。）と表示されている酒類はこの区分に該当しません。

また、上記に加え、酒類の品目が「みりん」又は「雑酒（みりん類似）」に該当し、アルコール分10度以上11度未満の発泡性を有する酒類も該当します。

※　「雑酒（みりん類似）」は「雑酒①」と表示されています。

・　低アルコール分の蒸留酒類等

酒類の品目としては、「連続式蒸留焼酎」、「単式蒸留焼酎」、「ウイスキー」、「ブランデー」、「スピリッツ」及び「リキュール」に該当し、アルコール分が10度未満の酒類が該当します。発泡性を有しないものに限られていますので、それぞれの容器等の品目の表示の後に発泡性を有する旨が表示されているものは該当しません。

したがって、それぞれの容器等の品目の表示の後に「（発泡性）」や「（発泡性）①」、「（発泡性）②」、「（発泡性）③」と表示されているものは該当しませんのでご注意ください。

○　引下対象酒類

・　ビール

ビールは、酒類の容器等に「ビール」と表示されているものが該当します。

・　発泡酒（麦芽比率50%以上又は、アルコール分が10度以上20度未満）

アルコール分が10度以上20度未満のものは、麦芽比率によらず全て該当します。

また、アルコール分10度未満の場合、麦芽比率が50%以上のものが該当し、麦芽比率が50%未満のものは該当しません。

よって、アルコール分10度未満で、酒類の容器等に「麦芽使用率25%以上50%未満」や「麦芽使用率25%未満」と表示されているものは該当しませんので、表示をよくご確認ください。

・　「発泡酒③」と表示されている酒類

酒類の品目が「発泡酒」に該当し、酒類の容器等に「発泡酒③」と表示されています。

※　令和５年９月までは、酒類の品目が「その他の醸造酒」、「スピリッツ」、「リキュール」及び「雑酒」に該当するタイプがあり、商品によっては現在も「その他の醸造酒（発泡

性）③」や「スピリッツ（発泡性）③」のように「〇〇（発泡性）③」と表示されている場合があります。また、「甘味果実酒（発泡性）③」と表示されている酒類はこの区分に該当せず、引上げ対象の「その他の発泡性酒類」に該当します。

・　その他の発泡性酒類

酒類の品目が「連続式蒸留焼酎」、「単式蒸留焼酎」、「甘味果実酒」、「ウイスキー」、「ブランデー」、「スピリッツ」、「リキュール」又は「雑酒（みりん類似を除く）」に該当し、アルコール分10度以上11度未満の発泡性を有する酒類が該当します。

※　「雑酒（みりん類似を除く）」は「雑酒②」と表示されています。

【手持品課税等の対象となる酒類の数量の判定】

（問６）税率改正の実施日における引上対象酒類の数量はどのように算出すればよいですか。

（答）　税率改正の実施日における所持数量が1,800ℓ以上（令和８年10月１日においては2,000ℓ以上）かどうかの判定については、税率改正の実施日午前０時現在における実際の所持数量により判定します。したがって、酒類の製造者又は販売業者の方は、税率改正の実施日午前０時において、所持している酒類の実地棚卸を行うなどして、実際の所持数量を把握する必要があります。

（問７）酒類を２か所以上で所持している場合、所持している数量が1,800ℓ以上（令和８年10月１日においては2,000ℓ以上）かどうかの判定は、どのように行うのでしょうか。

（答）　多店舗経営している場合や酒類の蔵置所を有している場合など、複数の場所で酒類を所持している場合、税率改正の実施日における所持数量が1,800ℓ以上（令和８年10月１日においては2,000ℓ以上）かどうかの判定については、全ての貯蔵場所において所持する引上対象酒類の数量を合計して行います。

（問８）税率改正の実施日午前０時において輸送中の酒類については、所持している酒類の数量に含めるのでしょうか。

（答）　税率改正の実施日午前０時現在において輸送中の引上対象酒類及び引下対象酒類については、荷受人である酒類業者がその荷受先となるべき貯蔵場所において所持しているものとして取り扱います。

ただし、例えば、酒類卸売業者が事前に荷受人である酒類販売業者との間でどちらが手持品

課税等を行うかを確認書等により明らかにしている場合には、酒類卸売業者が手持品課税等を行うなど、上記によらず当事者間で調整しても差し支えありません。この場合、確認書等を関係帳簿とともに適切に保存してください（令和５年８月４日更新）

（問９）貯蔵場所において貯蔵している酒類のうち、手持品課税等の対象となる酒類に含めなくてよいものはありますか。

（答）　貯蔵場所において所持する引上対象酒類及び引下対象酒類のうち、次に掲げるもので、その事実が帳簿等により明らかであり、かつ、他の引上対象酒類及び引下対象酒類と区分して蔵置されているものは、所持数量に含めないこととして差し支えありません。

・　税率改正の実施日午前０時において、他の者が所有しているもの
・　税率改正の実施日午前０時において、自己の用に供しているもの（※）

※　「自己の用に供しているもの」とは、例えば、個人的消費、試験研究用又は展示見本等で、その数量及び形状等から判断して、適当と認められる範囲のものをいいます。

（問９－２）貯蔵場所とは、どのような場所のことをいうのですか。

（答）　酒類の製造場又は保税地域以外の場所で、酒類の製造者又は販売業者が引上対象酒類又は引下対象酒類を所持している場所のことをいいます。

（問９－３）一つの事業者が酒類販売場と飲食店等の両方を経営している場合、全てを合算する必要がありますか。

（答）　一つの事業者が、複数の業態及び場所において酒類で所持している場合も、手持品課税の対象となる数量の判定は全ての所持場所の合計数量により行うこととなります。

（問 10）　パチンコ店等が景品交換用に所持する酒類は手持品課税等の対象となりますか。

（答）　景品交換用に所持する酒類は、酒類の販売業者等が販売のために所持するものではありませんから、手持品課税等の対象となりません。ただし、パチンコ店等であっても、販売のために酒類を所持する場合は手持品課税等の対象となります。

（問 11）午前０時において、ホテル、旅館等の客室内の冷蔵庫にある酒類、自動販売機内に所持する酒類については、手持品課税等の対象となる数量に含めることになりますか。

（答）　ホテル、旅館等の客室内の冷蔵庫にある酒類、自動販売機内に所持する酒類は、販売のために所持するものであるため、手持品課税等の対象となります。

（問 12）午前０時に酒場、料理店等において、客がボトルキープしている酒類については、手持品課税等の対象となる数量に含めることになりますか。

（答）　酒場、料理店等でボトルキープされている酒類は、一般的には寄託契約等に基づき、酒場、料理店等が消費者から預かっている酒類であることから、例え、開栓していない酒類であっても、当該寄託関係が明確なものについては手持品課税等の対象とはなりません。

（問 13）深夜営業をしていることにより午前０時に実地棚卸できない場合、手持品課税等の対象となる数量はどのように算出すればよいですか。

（答）　手持品課税等の対象となる酒類の数量については、税率改正の実施日午前０時における実際の数量によることが原則ですので、実地棚卸などにより、実際の数量を把握し記帳していただく必要があります。

他方、午前０時以降も営業中であることなどにより、実地棚卸を行うことができない場合は、営業時間終了後や税率改正の実施日の前後において実地棚卸を行い、帳簿に記帳した受入数量及び払出数量を加味した数量によることとして差し支えありません。

また、午前０時に実地棚卸ができない場合でも、ＰＯＳシステム等により、午前０時現在の数量が把握でき、かつ、適正に記帳されている場合には、その数量によることとして差し支えありません。

（問 14）午前０時において、その一部が消費済みである樽商品などについては、手持品課税等の対象となる数量に含めることになりますか。

（答）　税率改正の実施日午前０時において貯蔵場所で所持する引上対象酒類及び引下対象酒類のうち、既にその一部が消費されており、かつ、容器内に残っている数量を合理的な方法により明確にできないものについては、所持数量に含めないことと取り扱います。

合理的な方法としては、例えば次のような方法が考えられます。

・　その商品の開栓前の重量と午前０時における重量（それぞれ容器等の重量を含む。）との重量差から残数量を明らかにする方法

・　瓶の入味線高さにより内容量が明らかにできる瓶を使用している場合について、その入味線高さにより残数量を明らかにする方法

・　残数量を他の容器に移す等して実測する方法

【手持品課税等の申告】

（問 15）手持品課税等の申告は、どのようにすればよいですか。

（答）「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を手持品課税等の対象となる酒類を所持する場所ごとに、その場所の所在地の所轄税務署長に対して提出する必要があります。

なお、複数の場所で酒類を所持している場合で、所轄税務署が同一の所持場所については、「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」に「所持場所ごとの所持数量の内訳書」を添付することにより、まとめて申告をすることができます。この場合、原則として、引上対象酒類の所持数量が最も多い所持場所を貯蔵場所として申告を行ってください。（令和５年８月４日更新）

（問 16）「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」には、「税額算出表」と「所持場所ごとの所持数量の内訳書」を添付する必要がありますが、これらは任意の様式を使用してよいですか。

（答）「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」には、品目ごとの課税額及び戻税額を算出するための「税額算出表」を添付する必要があります。また、同一税務署管内にある所持場所をまとめて申告する場合には、「所持場所ごとの所持数量の内訳書」も添付する必要があります。

これらの書類については、所定の様式において記載が求められている項目を全て網羅していれば、任意の様式によることとして差し支えありません。

申告を行う際には、それぞれの書類が散逸しないよう、「税額算出表」及び「所持場所ごとの所持数量の内訳書」については、「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」とホチキスで留めるなど、必ず一緒に提出するようお願いします。（令和５年８月４日更新）

【手持品課税等の適用を受けるための手続】

（問 17）引上対象酒類を所持しているものの 1,800ℓ未満（令和８年 10 月１日においては 2,000ℓ未満）しか所持していません。引下対象酒類を多く所持していることから、還付申告を行いたいと思いますが、どのような手続が必要ですか。

（答）

引上対象酒類の所持数量が1,800ℓ未満（令和８年10月１日においては2,000ℓ未満）のため、手持品課税の申告義務はありませんが、還付申告を行う場合は、税率改正の実施日ごとの提出期限までに、手持品課税等の対象となる酒類を所持する場所の所在地の所轄税務署長に対して、「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出する必要があります。

複数の場所において引上対象酒類を所持する場合には、引上対象酒類を所持する全ての貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出する必要があります。（令和８年８月４日更新）

税率改正の実施日	届出書の提出期限
令和２年 10 月１日（木）	令和２年 11 月２日（月）
令和５年 10 月１日（日）	令和５年 10 月 31 日（火）
令和８年 10 月１日（木）	令和８年 11 月２日（月）

（問 18）複数の貯蔵場所において所持している引上対象酒類の合計数量は 1,800ℓ以上（令和８年 10 月１日においては 2,000ℓ以上）ですが、引下対象酒類のみを所持している貯蔵場所があります。この貯蔵場所について申告する必要がありますか。（令和８年８月４日更新）

（答） 引上対象酒類を1,800ℓ以上（令和８年10月１日においては2,000ℓ以上）所持していることから、引上対象酒類を所持している貯蔵場所については、手持品課税等の申告が必要となります。

他方で、引下対象酒類しか所持していない貯蔵場所については、手持品課税の申告義務はありませんが、その貯蔵場所について申告を行うためには、税率改正の実施日ごとの提出期限までに、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出する必要があります。

なお、「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出する場合、その引下対象酒類のみを所持している貯蔵場所と同一税務署管内に他の貯蔵場所がある場合には、これらの貯蔵場所についてはまとめて申告を行うことができます。（令和８年８月４日更新）

（問 19）複数の貯蔵場所があり、その貯蔵場所の所在地が複数の税務署の管轄地域にまたがっている場合、どの税務署に「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出すれば納税（還付）申告を行うことができますか。

（答）　所持する引上対象酒類又は引下対象酒類の内訳によって異なりますので、令和８年10月１日の税率改正時について、場合分けしてご説明します。（令和８年８月４日更新）

＜例１＞　次のとおり酒類を所持している場合

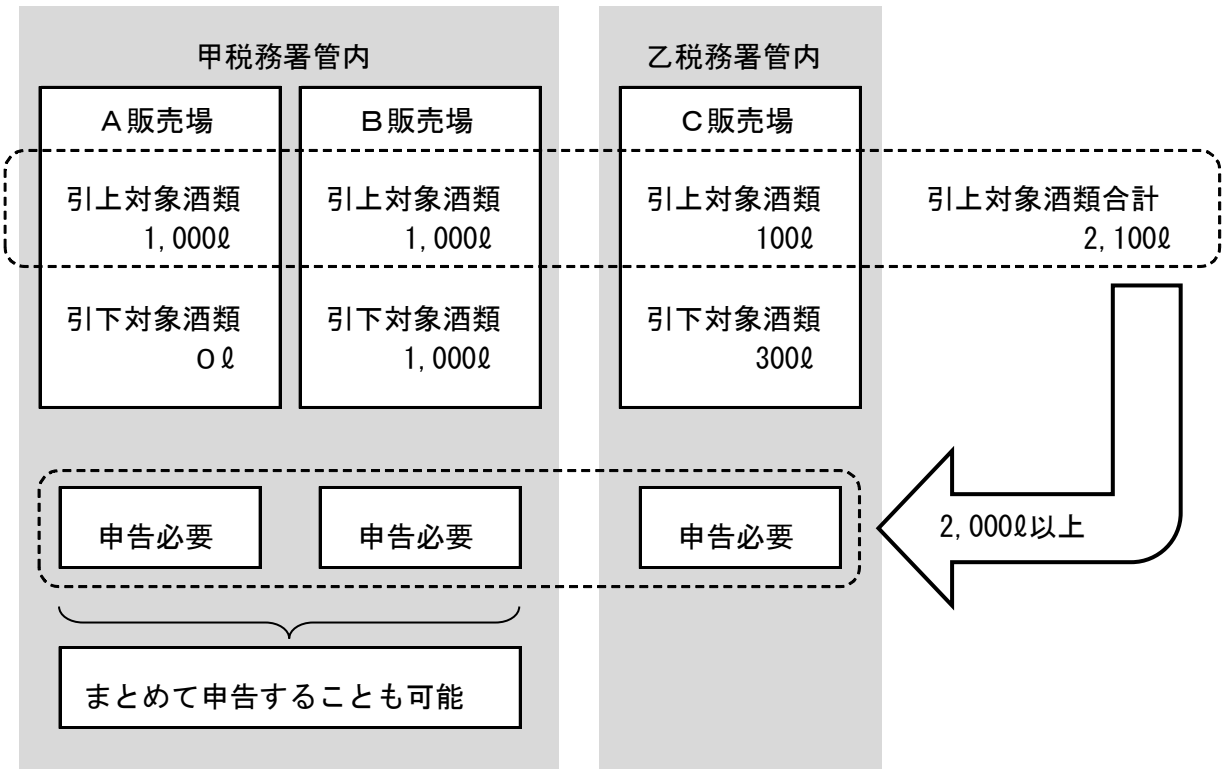

引上対象酒類を2,100ℓ(2,000ℓ以上)所持していることから、引上対象酒類を所持しているＡ、Ｂ及びＣ販売場全てについて申告が必要となります。

なお、Ａ及びＢ販売場は、いずれも甲税務署管内にあるため、まとめて申告をすることができます。

＜例２＞　次のとおり酒類を所持している場合

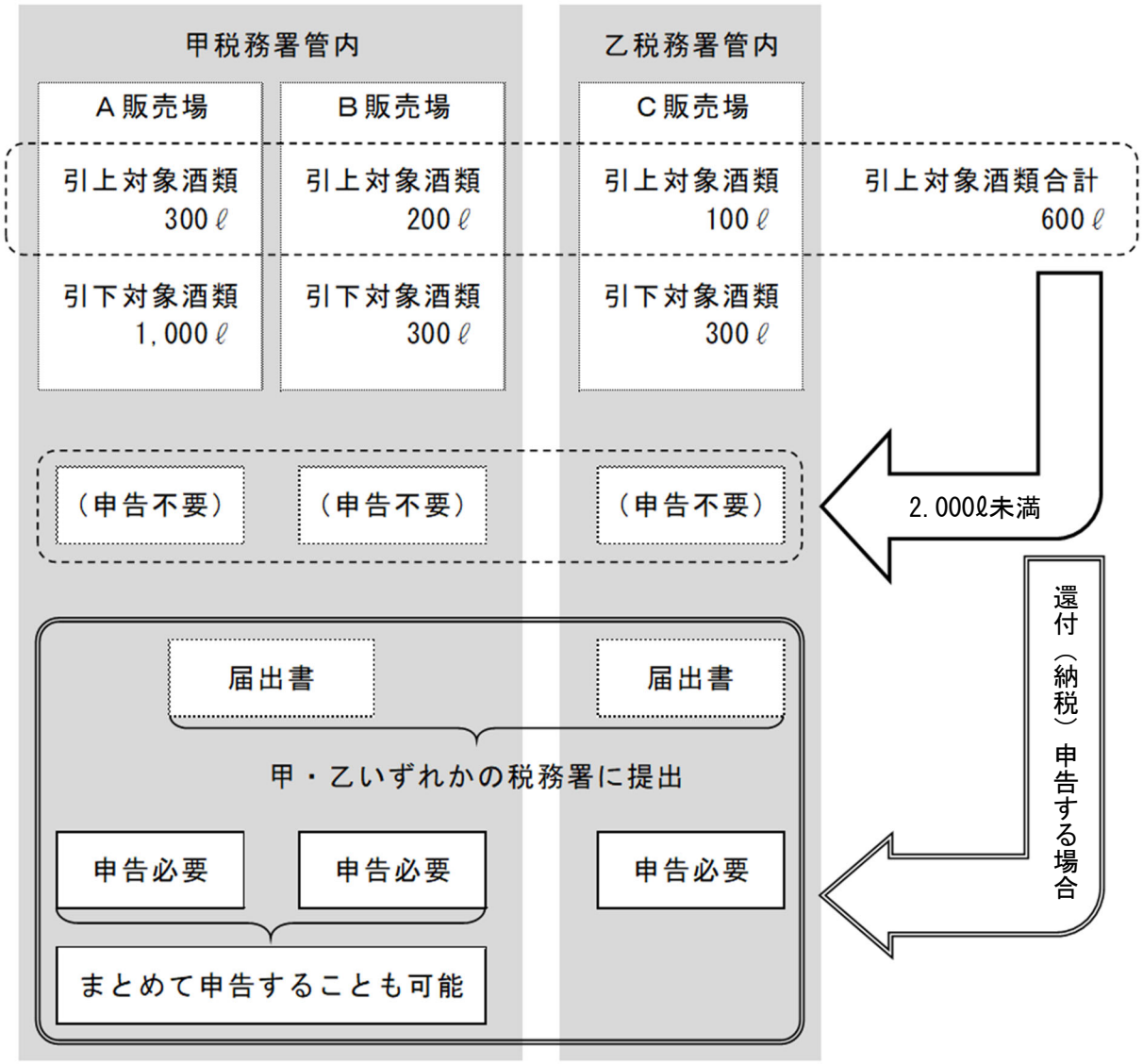

引上対象酒類を600ℓ（2,000ℓ未満）しか所持していないことから、手持品課税の申告義務はありませんが、引上対象酒類を所持する貯蔵場所の所轄税務署長へ申告は可能です。

「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を、引上対象酒類を所持するＡ～Ｃ販売場のいずれかの所轄税務署長に提出した場合、全ての貯蔵場所について申告をする必要があります。

なお、「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出する場合、Ａ～Ｃの全ての販売場において申告する必要がありますが、Ａ及びＢ販売場は、いずれも甲税務署管内にあるため、まとめて申告をすることができます。

＜例３＞　次のとおり酒類を所持している場合

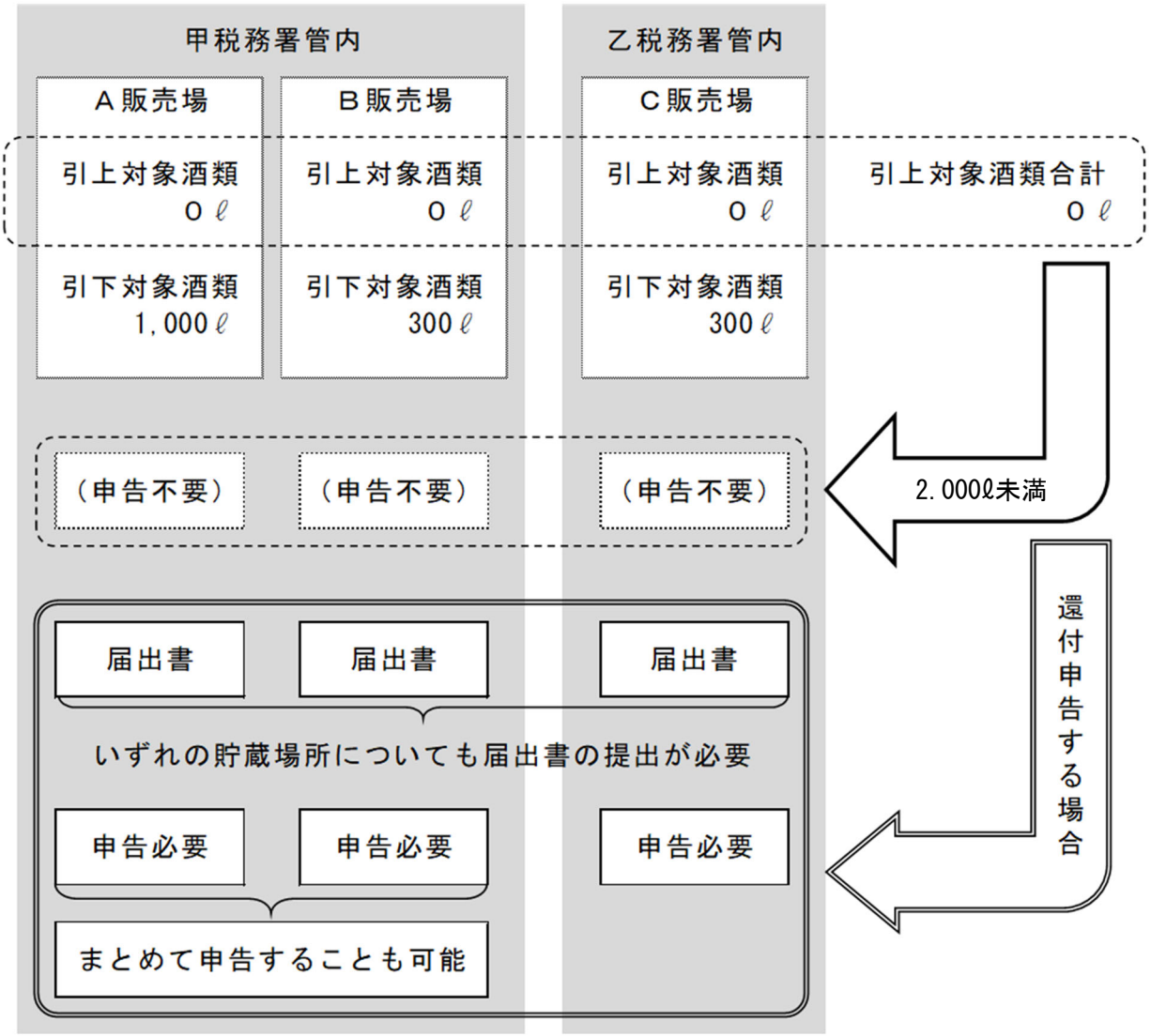

引上対象酒類を所持していないことから、手持品課税の申告義務はありませんが、引下対象酒類を所持している貯蔵場所の所轄税務署長に「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出すれば、手持品戻税をすることが可能になります。

「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」は、申告を行う貯蔵場所ごとに、それぞれの所轄税務署長に提出する必要があることから、Ａ及びＢ販売場について申告を行う場合には甲税務署に、Ｃ販売場について申告を行う場合には乙税務署に申告兼届出をすることになります。

なお、Ａ及びＢ販売場は、いずれも甲税務署管内にあるため、まとめて申告をすることができます。

＜例４＞　次のとおり酒類を所持している場合

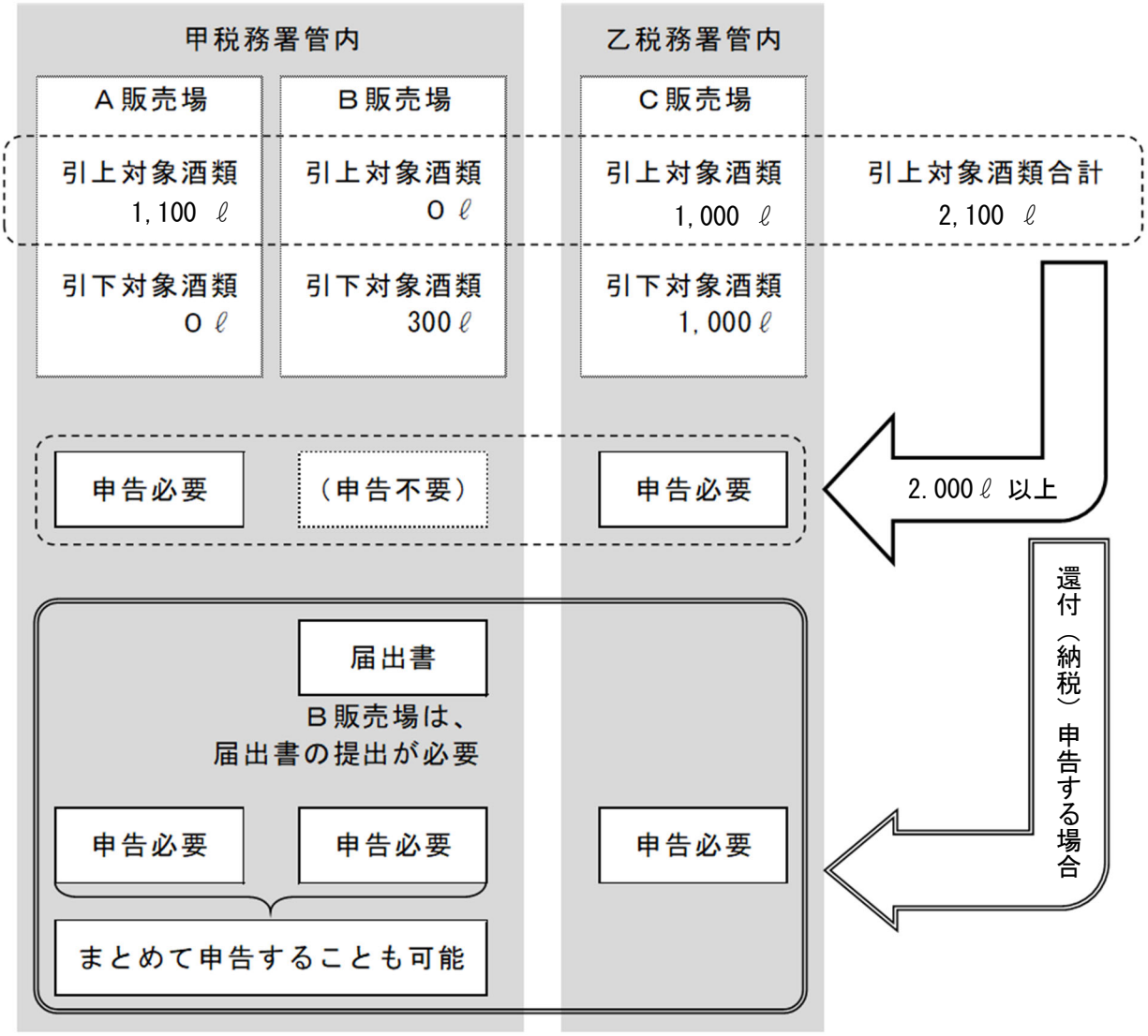

引上対象酒類を2,100ℓ（2,000ℓ以上）所持していることから、引上対象酒類を所持しているＡ及びＣ販売場について、手持品課税の申告が必要となります。

一方で、引下対象酒類しか所持していないＢ販売場については、手持品課税の申告義務はありません。Ｂ販売場については、その所轄税務署（甲税務署）長に「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出すれば、手持品戻税をすることが可能になります。

なお、Ｂ販売場について「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出する場合、Ａ及びＢ販売場は同一税務署管内にあるため、まとめて申告が可能です。

＜例５＞　次のとおり酒類を所持している場合

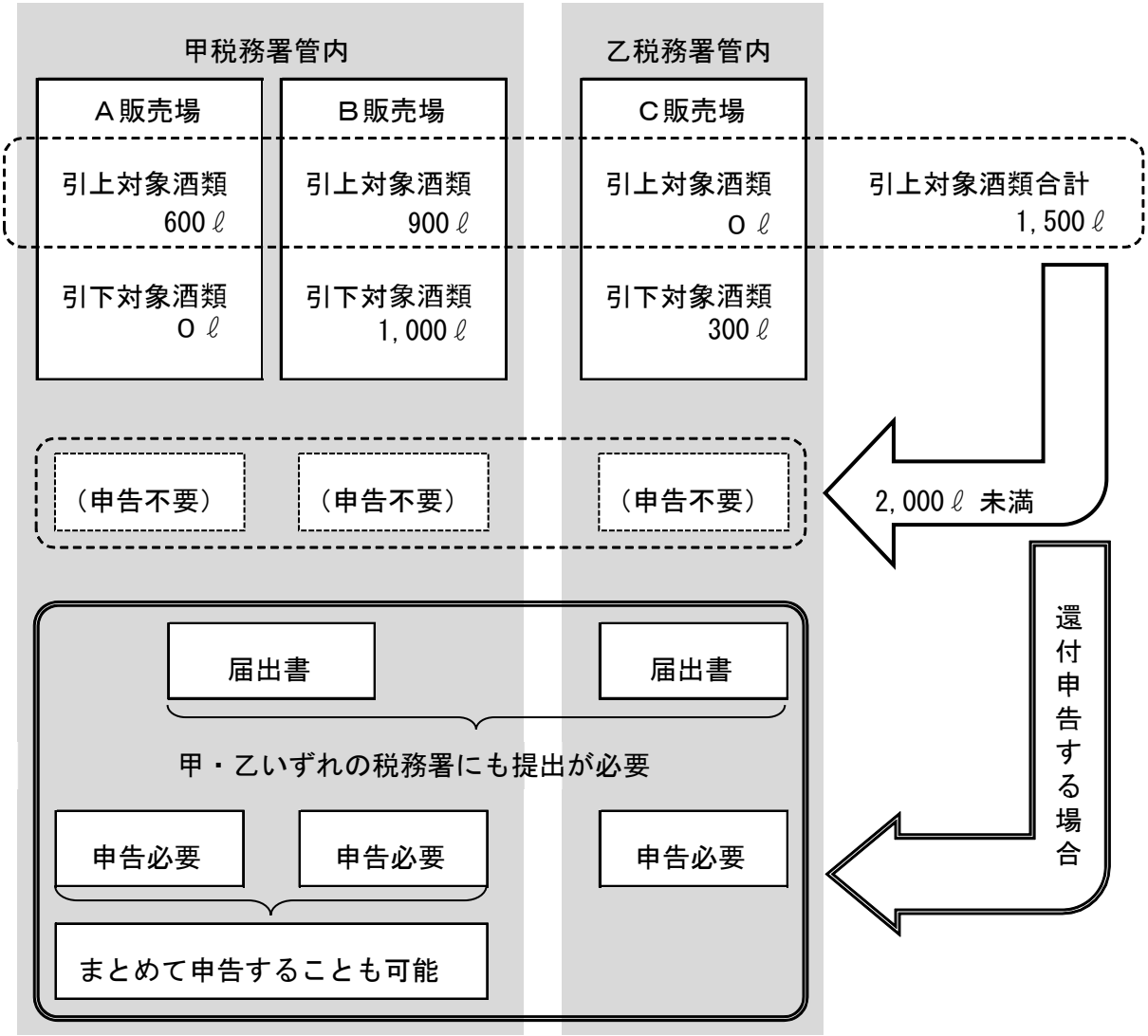

引上対象酒類を1,500ℓ（2,000ℓ未満）しか所持していないことから、手持品課税の申告義務はありませんが、引上対象酒類又は引下対象酒類を所持する貯蔵場所の所轄税務署長に「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出すれば、手持品課税等をすることが可能になります。

「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」は、Ａ及びＢ販売場について申告を行うためには甲税務署長に、Ｃ販売場について申告を行うためには乙税務署長にそれぞれ提出が必要です。

なお、甲税務署長に「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出する場合、Ａ及びＢ販売場は、いずれも甲税務署管内にあるため、まとめて申告をすることができます。

（問 20）引上対象酒類の所持数量は 1,800ℓ未満（令和８年 10 月１日においては 2,000ℓ 未満）ですが、届出書の提出期限までに、貯蔵場所の所轄税務署長に「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出していませんでした。

所持数量から計算すると還付金額が発生しますが、「更正の請求書」を提出すれば還付してもらえますか。

（答）　引上対象酒類の所持数量が1,800ℓ未満（令和８年10月１日においては2,000ℓ未満）の場合、手持品課税等の申告義務はありません。

また、届出書の提出期限までに「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出していない場合は、手持品課税等の申告はできません。

したがって、「更正の請求書」を提出し、還付金を受け取ることはできません。（令和５年８月４日更新）

（問 21）還付申告となることを見込み「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出したが、その後の計算で納税申告となることが判明したため、提出した「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を取下げしたいが可能ですか。

（答）

１　「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」が提出された以上、提出した酒類の販売業者等は、手持品課税等の適用を受けることとなるため、原則として事後に「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」の取下げを行うことはできませんが、手持品課税等対象酒類の酒税納税申告期限までに取下書が提出された場合に限り、税務署において取下げの処理を行うことができます。（令和５年８月４日更新）

２　なお、「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」は申告と届出の兼用様式となっており、提出期限は同日に設定されていますので、問のような事態を避けるため、申告内容をよく確認した上で、税務署に提出していただくようお願いします。（令和５年８月４日更新）

３　また、引下対象酒類しか所持していない貯蔵場所については、手持品課税等の申告義務はないことから、その貯蔵場所について申告を行うためには、その所轄税務署長に「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出する必要があります。（令和５年８月４日更新）

【手持品課税等の申告者に係る相続等】

（問 22）手持品課税等の対象となる酒類の製造者や販売業者に相続や合併があった場合の取扱いについて教えてください。

（答）　税率改正の実施日以後に、酒類の製造者や販売業者について、相続があった場合においては相続人、法人の合併があった場合においては合併後存続する法人又は合併により設立された法人が、申告納税の義務を承継することとなります。

【手持品課税に係る記帳義務】

（問 23）手持品課税等が実施される際の記帳義務について教えてください。

（答）　手持品課税等が実施されるに当たり、特別な記帳を行う必要はありません。酒税法に基づき義務付けられている記帳を行ってください。

※　酒類の販売業者（酒場、料飲店等を含みます。）の方は、酒税法の規定により、受け入れた酒類の品目及び税率の適用区分ごとにその数量や価格等、また、払い出した酒類の品目及び税率の適用区分ごとにその数量や価格等を帳簿に記載する必要があります。

なお、手持品課税等の対象となる酒類の数量を把握するため、税率改正の実施日午前０時において所持している数量を確実に記帳するようにしてください。

【酒類製造者が手持品課税の適用を受けた酒類の返品を受けた場合の手続】

（問 24）手持品課税の適用を受けた酒類が酒類製造場に返品された場合、酒類製造者が戻入控除を受けるためにはどのような手続が必要ですか。

（答）

１　税率改正の実施日以後に返品された引上対象酒類について、酒類製造者が税率引上げ後の税率により計算した酒税額で戻入控除を受けるためには、その酒類が手持品課税等の対象となったことについて、返品を受けた製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受ける必要があります。

酒類製造者がこの確認を受ける際には、その酒類が手持品課税等の適用を受けたことを証明する書類（以下「手持品課税対象証明書」といいます。）を添付して、申請を行わなければなりません。

２　「手持品課税対象証明書」は、手持品課税等の申告を行った者（酒類の販売業者等）が、その申告を行った所轄税務署長より取得するものです。酒類製造者が、酒類の販売業者等から返品を受ける際には、「手持品課税対象証明書」を確実に添付してもらってください。

３　酒類製造場に酒類を返品した販売業者等がその返品した酒類の手持品課税等の申告を行っていた場合は、その酒類を返品された酒類製造者は、次の①から④の事項全てを記載した書面を「手持品課税対象証明書」とすることができます。

①当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量
②当該酒類が戻入れ等された日
③当該酒類を当該酒類の製造者の製造場に戻入れ等した者の住所及び氏名又は名称
④当該戻入れ等した者が当該酒類について手持品課税等の申告を行ったことを確認した旨

（令和５年８月４日更新）

４　自己が所有する蔵置所や酒類販売場から酒類製造場に返品した場合など、返品をした者と返品をされた者が同一の者の場合には、上記３によらずに返品された酒類について手持品課税等の申告を行っていたことを確認できる書類を「手持品課税対象証明書」とすることができます。

（令和５年８月４日更新）

５　酒類製造者が確認を受ける際には、返品を受けた製造場の所在地の所轄税務署長に対して、

①「手持品課税対象証明書」
②「戻入れ（移入）酒類の手持品課税済確認申請書」
③戻入控除を受けるのに必要な当該酒類が戻入された事実を証する書類の写し

を提出してください。

６　なお、手持品課税の適用を受けた他の酒類製造者の酒類を自らの製造場に移入し、その製造場から再移出した場合又は酒類の原料に使用した場合の再移出等控除についても、戻入控除と同じ手続が必要となります。

７　おって、戻入控除の適用を受ける際には、控除を受けようとする月分の酒税納税申告書（期限内に提出するものに限ります。）に添付する「控除（還付）税額計算（明細）書」に、税務署から通知された「戻入れ（移入）酒類の手持品課税済確認書」に基づいて、手持品課税済酒類に係る控除税額等を記載してください。（令和２年９月28日加筆）

≪手続イメージ≫

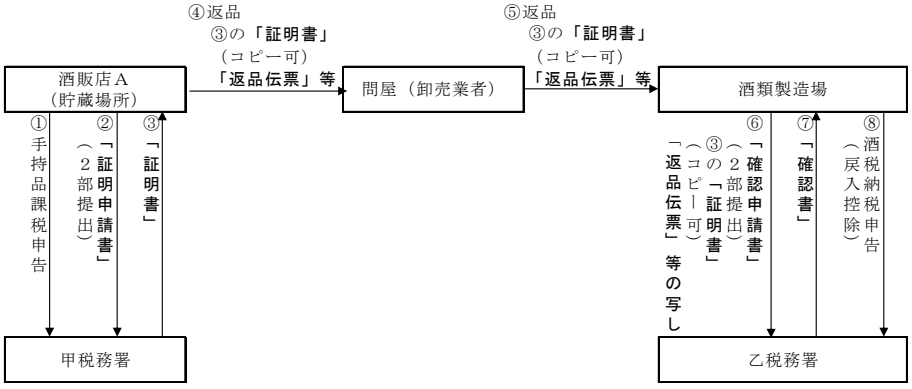

「証明申請書」…「酒税手持品課税対象証明申請書」
「手持品課税対象酒類の明細書」も含みます。
「証明書」……税務署長印の押印のある「酒税手持品課税対象証明書」
「手持品課税対象酒類の明細書」も含みます。
「返品伝票」等…「戻入れ（移入）の事実を証する書類」
「確認申請書」…「戻入れ（移入）酒類の手持品課税済確認申請書」
「確認書」……税務署長印の押印のある「戻入れ（移入）酒類の手持品課税済確認書」

（令和２年９月28日加筆）

（問 24－２）「手持品課税対象証明書」を取得するためには、どのような手続が必要ですか。

（答）　「手持品課税対象証明書」を取得しようとする場合には、「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出した税務署長（貯蔵場所の所轄税務署長）に対して、必要な添付書類とともに「酒税手持品課税対象証明申請書」を提出してください。

添付書類として、返品しようとする酒類が「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」により申告した酒類であることが分かる書類（例えば、税率改正の実施日午前０時における在庫表の写し等）を提出してください。（令和５年８月４日更新）

（問 25）手持品課税の適用を受けた酒類を製造者に返品する際、「手持品課税対象証明書」の原本を添付しなければなりませんか。

（答） 手持品課税の適用を受けた酒類を返品する際に添付する必要がある「手持品課税対象証明書」については、税務署長から取得したものの写しを添付しても差し支えありません。

（問 26）手持品課税の適用を受けた酒類の返品先が複数の製造者にわたる場合、「手持品課税対象証明書」は複数取得する必要がありますか。

（答） 手持品課税の適用を受けた酒類の返品先が複数の製造者にわたる場合であっても、「手持品課税対象証明書」を複数取得する必要はありません。

返品先が複数の製造者にわたる場合、返品先ごとに「手持品課税対象酒類の明細書」を作成し、「手持品課税対象証明申請書」に添付して所轄税務署長に提出してください。この際、「手持品課税対象証明書」及び「手持品課税対象酒類の明細書」はホチキス等で一まとめにして提出するようお願いします。

酒類を返品する際には、「手持品課税対象証明書」及び当該返品先に係る「手持品課税対象酒類の明細書」(いずれもコピーで構いません。)を併せて返品先の製造者に交付してください。

（問 27）手持品戻税の適用を受けた酒類が返品された場合、戻入控除を受けるためにはどのような手続が必要ですか。

（答）

1 税率改正の実施日以後に、手持品戻税の適用を受けた引下対象酒類が返品された場合の戻入控除の適用については、引下げ後の税率により控除を行います。この際、申請書の提出等の手続は必要ありません。

2 なお、返品された引下対象酒類が手持品戻税の適用を受けたか否かについては、返品を受ける際に返品者からよく確認してください。どうしても手持品戻税の適用を受けたか否か不明な場合には、引下げ後の税率により控除するようお願いします。（令和２年９月28日加筆）

（問 28）手持品課税の適用を受けていない引上対象酒類が返品された場合、戻入控除を受けるためにはどのような手続が必要ですか。

（答） 税率改正の実施日以後に、手持品課税の適用を受けていない引上対象酒類が返品された場合の戻入控除の適用については、引上げ前の税率により控除を行います。この際、申請書の提出

等の手続は必要ありません。

（問 29）手持品戻税の適用を受けていない引下対象酒類が返品された場合、戻入控除を受けるためにはどのような手続が必要ですか。

（答）

１　税率改正の実施日以後に、手持品戻税の適用を受けていない引下対象酒類が返品された場合の戻入控除の適用については、引下げ前の税率により控除を行います。この際、申請書の提出等の手続は必要ありません。

２　なお、返品された引下対象酒類が手持品戻税の適用を受けたか否かについては、返品を受ける際に返品者からよく確認してください。どうしても手持品戻税の適用を受けたか否か不明な場合には、引下げ後の税率により控除するようお願いします。（令和２年９月28日加筆）

（問 30）手持品課税の申告義務のある者から引上対象酒類を返品されたのですが、返品時点においてまだ手持品課税の申告が行われていない場合でも、税率引上げ後の税率で戻入控除を受けることは可能ですか。（令和２年９月 28 日問追加）

（答）

１　税率改正の実施日以後に返品された引上対象酒類について、酒類製造者が税率引上げ後の税率により計算した酒税額で戻入控除を受けるためには、その酒類が手持品課税等の対象となったことについて、返品を受けた製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受ける必要があります。

酒類製造者がこの確認を受ける際には、「手持品課税対象証明書」を添付して、「戻入れ（移入）酒類の手持品課税済確認申請書」により申請を行わなければなりません。

２　「手持品課税対象証明書」は、手持品課税の申告と同時又は申告を行った後に、貯蔵場所の所轄税務署長に対して手持品課税の申告を行った者が申請することにより取得することができます。

３　したがって、手持品課税の申告が行われていない時点では、税率引上げ後の税率で戻入控除を受けることはできません。酒類の販売業者等を経由して「手持品課税対象証明書」を取得し、返品を受けた製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けた後に、戻入控除を受けていただくようお願いします。

（問 31）租税特別措置法第 87 条（承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例）による軽減税率の適用を受けた酒類が、手持品課税等の適用を受けた後に酒類製造者に返品された場合、戻入控除の税額計算はどのように行いますか。（令和８年８月４日問追加）

（答）

手持品課税の適用を受けた引上対象酒類又は手持品戻税の適用を受けた引下対象酒類が返品された場合で、当該返品を受けた酒類が租税特別措置法第87条（承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例）による軽減税率の適用を受けた酒類であるときは、税率改正後に適用される酒税率により計算した金額に対し、戻入れ前（酒類を戻し入れる直前）の当年度酒税累計額の区分に応じた軽減割合を乗じて計算した金額により、戻入控除の税額計算を行ってください。

（問 32）所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）附則第 54 条（清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置）、同法附則第 55 条（ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置）や同法附則第 63 条（被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特定に関する経過措置）による軽減税率の適用を受けた酒類が、手持品課税等の適用を受けた後に酒類製造者に返品された場合、戻入控除の税額計算はどのように行いますか。（令和２年９月 28 日問追加）

（答）

１　手持品課税の適用を受けた引上対象酒類が返品された場合で、当該返品を受けた酒類が所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）附則第54条（清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置）、同法附則第55条（ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置）や同法附則第63条（被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特定に関する経過措置）による軽減税率の適用を受けた酒類であるときは、当初の製造場からの移出の際に納付した軽減税率による酒税額と、手持品課税により納付された酒税額の合計額により、戻入控除の税額計算を行ってください。（令和５年８月４日更新）

２　手持品戻税の適用を受けた引下対象酒類が返品された場合は、当初の製造場からの移出の際に納付した酒税額や手持品戻税により還付された酒税額にかかわらず、税率改正後に適用される酒税率により計算した金額に所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）附則第54条（清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置）、同法附則第55条（ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置）や同法附則第63条（被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特定に関する経過措置）に規定する割合を乗じて計算した金額により、戻入控除の税額計算を行ってください。（令和５年８月４日更新）

【マイナンバー（個人番号）関係】

（問 33）マイナンバー（個人番号）を記載した「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出する際の本人確認はどのように行うのですか。（令和２年９月 28 日問追加）

（答）

１　マイナンバー（個人番号）の提供を受ける際は、なりすましを防止するため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」において厳格な本人確認が義務付けられています。

２　したがって、マイナンバー（個人番号）を記載した申告書等を税務署へ提出する際には、その都度、税務署で本人確認をさせていただきます。

３　本人確認には、申告書等に記載されたマイナンバー（個人番号）が正しい番号であることの確認（番号確認）と、申告書等を提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要となります。具体的には、原則として、

①　マイナンバーカード（個人番号カード）（番号確認と身元確認）

②　通知カード（番号確認）と運転免許証（身元確認）

③　マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写し（番号確認）と運転免許証（身元確認）

などで本人確認を行いますので、申告書等を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付をお願いします。

４　なお、「通知カード」は令和２年５月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

（問 34）代理人がマイナンバー（個人番号）を記載した申告書等を提出する際の、税務署での本人確認はどのように行うのですか。（令和２年９月 28 日問追加）

（答）

１　代理人の方がマイナンバー（個人番号）を記載した申告書等を提出する際には、税務署において、

①　代理人の方が代理権を有していることの確認（代理権の確認）

②　申告書等を提出する者が正しい代理人であることの確認（代理人の身元確認）

③　申告書等に記載されたマイナンバー（個人番号）が正しい番号であることの確認（本人の番号確認）

を行います。

２　具体的には、原則として、

①　代理権の確認は、法定代理人の場合は戸籍謄本など、任意代理人の場合は委任状

②　代理人の身元確認は、代理人の方のマイナンバーカード（個人番号カード）や運転免許証

③　本人の番号確認は、顧客のマイナンバーカード（個人番号カード）や通知カードの写し

などにより、税務署において、本人確認を行うことになります。

３　なお、「通知カード」は令和２年５月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

（問 35）法人番号の提供を受ける場合にも、本人確認が必要になりますか。（令和２年９月 28 日問追加）

（答）法人番号の提供を受ける場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」上の本人確認は必要ありません。

【納付関係】

（問 36）手持品課税に係る税金の納付方法について教えてください。（令和２年９月 28 日問追加）

（答）申告した税額に基づいて、ご自身で次の納期限までに納付していただく必要があります。

税率改正の実施日	申告期限	納期限
令和２年 10 月１日（木）	令和２年 11 月２日（月）	令和３年３月 31 日（水）
令和５年 10 月１日（日）	令和５年 10 月 31 日（火）	令和６年４月１日（月）
令和８年 10 月１日（木）	令和８年 11 月２日（月）	令和９年３月 31 日（水）

納付手続は、次の表のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続をお願いします。申告書の提出後に税務署から納税通知等のお知らせはありませんのでご注意ください。

なお、表中の納付方法を利用する場合は、e-Taxにより「納付情報登録依頼」を作成・送信した後、メッセージボックスに格納される「納付区分番号通知」から納付してください（詳しくは、「酒類の手持品課税（戻税）の申告等の手引（令和８年10月１日分）」の16ページ（Ⅵ　納付の方法）をご参照ください。）。

納付手続	納付方法	納付手続に必要となるもの
ダイレクト納付	e-Tax を利用して、事前に届出をした預貯金口座から口座引落しにより納付する方法	・e-Tax の開始届出書の提出 ・ダイレクト納付利用届出書の提出
インターネットバンキング等	インターネットバンキング等から納付する方法	・e-Tax の開始届出書の提出 ・インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約
クレジットカード納付	専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法	・クレジットカード ・決済手数料
スマホアプリ納付	e-Tax で申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、スマホ決済アプリを使用して納付する方法	・e-Tax の開始届出書の提出 ・スマートフォン

※　金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する方法も可能です。各納付手続の詳細な情報は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm）をご確認ください。

（令和８年８月４日更新）

（問 37）手持品課税に係る税金はどの税務署に納付すればよいですか。（令和２年９月 28 日問追加）

（答）手持品課税に係る税金は、「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出した税務署（手持品課税の対象となる酒類の貯蔵場所の所轄税務署）に納付してください。通常、法人税や所得税を納付していただいている税務署とは異なる場合がありますので、納付先の税務署をよくご確認の上、納付していただくようお願いします。（令和５年８月４日更新）

（問 38）手持品課税に係る納付書はどのように記載すればよいですか。（令和８年８月４日問追加）

（答）　提出した申告書兼届出書の内容に基づき、下記の記載要領に従って必要事項を記載してください。

納付書は３枚複写となっています。黒のボールペンで枠内へ丁寧に記載してください。

【記載例】

《税務署名・税務署番号》
印字されている税務署名が、申告書兼届出書を提出した税務署であることを確認してください。

《税目・税目番号》
・税目：酒（税）
・税目番号：060

○個人の方
空欄の場合、記載は不要です。

○法人の方
お問い合わせ番号の印字がない場合は、法人番号（13 桁）を記載してください。

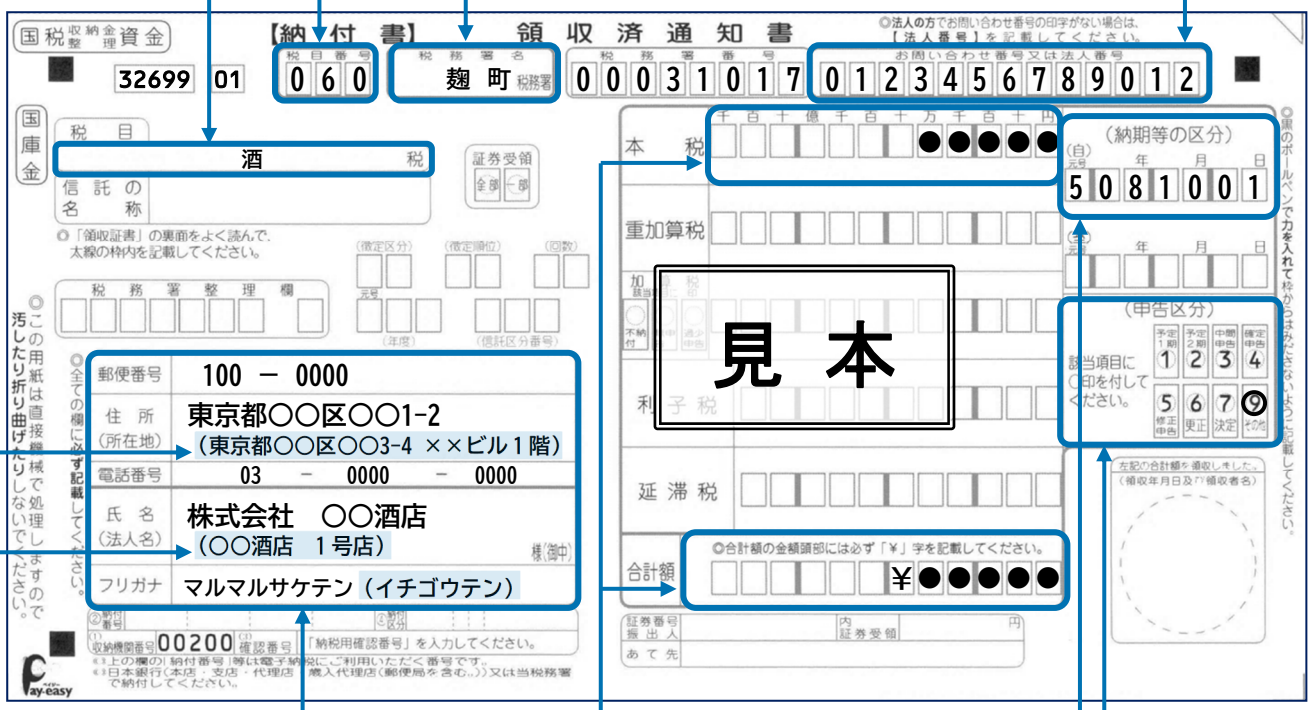

・申告書兼届出書の「申告者兼届出者」欄に記載した住所、氏名（法人名）とフリガナ、電話番号を記載します。

・申告者兼届出者の住所と「貯蔵場所の所在地」が異なる場合は、以下の情報もかっこ書きで記載してください。

○住所（所在地）欄
貯蔵場所の所在地

○氏名（所在地）欄
貯蔵場所の名称（店名等）とフリガナ

《合計額》
・申告書兼届出書に記載した納付額を記載します。
・合計額は金額頭部に「￥」記号を付け、必ず記載してください。

《納期等の区分》
（自）：５０８１００１

《申告区分》
「９」に○印を付けてください。
※修正申告・更正・決定の場合を除く

（問 39）複数の貯蔵場所が同一税務署管内にあり、一括して申告をした場合、どのように納付すればよいですか。（令和２年 10 月 22 日問追加）

（答）納付手続は、提出した申告書ごとに納付していただく必要がありますので、申告者の住所、氏名（法人名）とともに、申告書に記載した「貯蔵場所の住所及び名称」も併せて表示していただくようお願いします。

【還付関係】

（問 40）還付を受ける場合、「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」の「還付される税金の受取場所」欄には、申告者と貯蔵場所どちらの名義の口座を記載すればよいですか。（令和２年 10 月 22 日問追加）

（答）還付申告する場合、「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」の「還付される税金の受取場所」欄に記載する預貯金口座は、「申告者兼届出者」欄に記載した、申告者名義の口座を記載してください。

なお、名義相違により振込不能となった場合、指定された預貯金口座には振込できなかった旨及び振込可能な預貯金口座について、文書照会等の方法により確認させていただくことになります。（令和８年８月４日更新）

【災害関係】

（問 41）令和８年熊本地震により被害を受けたのですが、手持品課税等に係る申告等について、期限の延長措置などはありますか。（令和８年９月２日追加）

（答） 国税庁では令和８年熊本地震の発生に伴い、熊本県の一部の地域(※)を対象に国税に関する申告、申請、納付等の期限を延長する措置（地域指定）を講じています。これにより、当該地域内においては、納税者の方が申請することなく、国税に関する申告・納付の期限の延長を行うことができます。

手持品課税等に係る届出や申告等についても、こちらの期限延長措置の適用がありますので、当該地域内の酒類業者の方は、別途告示される期限までに申告等を行っていただければ結構です。

※ 熊本県の一部の地域には、「八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町」が該当します。

なお、上記の対象地域以外の酒類業者の方であっても、この度の地震により被災され、申告・納付等をすることができない場合には、所轄の税務署に対して申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。